第25号議案関係資料

地方税の取扱いについて

平成 1 5 年 5 月

鹿児島地区合併協議会

事務事業現況調書総括表

資料 2

(14) 地方税の取扱い

番号 事 務 事 業 名 e用。由标本。 章 人 松元 部 U 区 外 经 A		(17)				X3/X V I		1							1	1							1	_	_		19037		1	
2 法人市(町)民稅 8 8 22 3 醛白動車稅 1	番号	事		務	事	業	名	鹿児	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過	!	番号	事	務	事	業	名	鹿児	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
3 軽自動車税 B 4 入湯稅 B 5 事業所税 X 6 固定資産税 B 7 都市計画税 X 8 納稅貯蓄組合 B 9 前納報奨金 X 10 B 11 D 12 D 13 D 14 D 15 D 16 D 17 D 18 D 19 D 19 D 10 D 11 D 12 D 13 D 14 D 15 D 16 D 17 D 18 D 19 D 19	1	個人市 (町)	民税										В			21													
4 人湯稅	2	法人市 (町)	民税										В			22													
5 事業所稅 x x x x x x x B 6 固定資產稅 x x x x x x x B 7 都市計画稅 x x x x x x x B 8 納稅貯蓄組合 x x x x x x B 9 前納報奨金 x x x x x x B 10 x x x x x x B 11 x x x x x x B 12 x x x x x x B 13 x x x x x x x B 14 x x x x x x x B 15 x x x x x x x B 16 x x x x x x x B 17 x x x x x x x x B 18 x x x x x x x x B 19 x x x x x x x x B 26 x x x x x x x B 27 x x x x x x B 29 x x x x x x x B 30 x x x x x x x B 31 x x x x x x x B 32 x x x x x x x X X X B 33 x x x x x x X X X X B 34 x x x x x x X X X X X X X X X X B 35 x x x x x X X X X X X X X X X X X X X X	3	軽自動車	税											В			23													
6 固定資産税 XXXXXXX 7 都市計画税 XXXXXXXX 8 納稅貯蓄組合 XXXXXXXX 9 前納報奨金 XXXXXXXXXXX 10 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	4	入湯税												В			24													
7 都市計画税 x x x x x x B 8 納稅貯蓄組合 B 9 前納報奨金 x x x x B 10 30 11 31 12 32 13 33 14 34 15 35 16 36 17 37 18 39	5	事業所税							×	×	×	×	×	В			25													
8 納稅貯蓄組合 x x x B 9 前納報奨金 x x x B 11 30 30 12 32 32 13 33 33 14 34 34 15 35 35 16 36 37 17 37 37 18 39 39	6	固定資産	税											В			26													
9 前納報奨金 x x x B 10 30 11 31 12 32 13 33 14 34 15 35 16 36 17 37 18 38 19 39	7	都市計画	税						×	×	×	×	×	В			27													
10 30 11 31 12 32 13 33 14 34 15 35 16 36 17 37 18 38 19 39	8	納税貯蓄	組合	ì										В			28													
11 31 12 32 13 33 14 34 15 35 16 36 17 37 18 38 19 39	9	前納報奨	金					×			×		×	В			29													
12 32 13 33 14 34 15 35 16 36 17 37 18 38 19 39	10																30													
13 33 14 34 15 35 16 36 17 37 18 38 19 39	11																31													
14 34 15 35 16 36 17 37 18 38 19 39	12																32													
15 35 16 36 17 37 18 38 19 39	13																33													
16 36 17 37 18 38 19 39	14																34													
17 18 19 37 38 39	15																35													
18 19 38 39	16																36													
19 39	17																37													
	18																38													
20 40	19																39													
	20			_	_												40			_		_								

⁽注1)該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

⁽注2)区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

⁽注3)経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

項 目		現	況	ᇒᆀᄁᅻᆡᄓᄜᄶ
項 目	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 個人市(町)民税 個人市(町)民税の均等割税 率	·標準税率 市民税3,000円	·標準税率 町民税2,000円	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
個人市(町)民税の均等割非 課税基準				吉田町に同じ。
個人市(町)民税の納期	第 2 期 8月15日~8月31日 第 3 期 10月15日~10月31日	第1期 6月 1日~6月30日 第2期 8月 1日~8月31日 第3期 10月 1日~10月31日 第4期 1月 1日~1月31日	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
個人市 (町) 民税の減免	・生活保護法の規定による保護を受ける 者 ・学生及び生徒 ・生活困窮者 ・天災など	鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。

現	況	課題	细数七分(安)
松 元 町	郡山町		調整方針(案)
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	・税率が異なる。 鹿児島市 3,000円 鹿児島市以外 2,000円	合併年度及びこれに続く2か年度に限り不均一課税とする。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	・非課税基準額が異なる。 鹿児島市 315千円 + (加算額)216千円 鹿児島市以外 280千円 + (加算額)192千円	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	・納期が異なる。	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。	・基本的には鹿児島市と同様であるが、減免の適用を受ける合計所得金額、減免の割合などが異なる。	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(14)	プピノンイルマンサスコスマー											かいりカマ	커니마즈
項						現	沂]					
	Ħ	鹿児島市		吉	田	町	桜	島	町	喜	入	町	
2 法人市	卞(町)民税												
	(町)民税の法人税割	·制限税率 14.7%	・標準税率 12.3%				吉田町に同じ。			吉田町に同じ。			
法人市((町)民税の減免	・民法第34条の規定により設立した公益 法人(収益事業を行う者を除く)	・民法第34条	その公式	益法人		吉田町に同じ。			・民法第34条の	公益法	大	
		・地方自治法第260条の 2 第 1 項の許可 を受けた地縁による団体(収益事業を行 う者を除く)								・地方自治法第2 を受けた地縁に、 わない者	260条 よる団	の 2 第 1]体で収 _i	項の許可 益事業を行
		・特定非営利活動促進法第2条第2項に 規定する法人(収益事業を行う者を除 く)								・特定非営利活 規定する法人	协促追	注法第 2	条第2項に
		・法人でない社団又は財団で代表者又は 管財人の定めのあるもの(公益事業を行 うものに限るものとし、収益事業を行う ものを除く)											

現	況	課題	調整方針(案)
松 元 町	郡山町	· 林 超	响 笠 刀 虱 (米)
吉田町に同じ。	吉田町に同じ。	・税率が異なる。 鹿児島市のみ制限税率 鹿児島市以外は標準税率	合併時に鹿児島市の税率に統一する。
・民法第34条の公益法人	松元町に同じ。	・減免事由が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
・地方自治法第260条の2第1項の許可 を受けた地縁による団体で収益事業を行 わない者			
・特定非営利活動促進法第2条第2項に 規定する法人で収益事業を行わないもの			

行政制度等の調整方針(案)

項	目		現	況	באונ ונדינניטאו
	Ħ	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
3 軽自動車税					
軽自動車税の組	納期	4月15日~4月30日	4月1日~4月30日	4月11日~4月30日	桜島町に同じ。
軽自動車税のなよる弁償金	標識の紛失等に	100円	鹿児島市に同じ。	200円	150円
4 入湯税					
入湯税の税率		入湯客 1 人 1 日 150円	鹿児島市に同じ。	鹿児島市に同じ。	・宿泊料金が6,001円以上 150円 ・宿泊料金が6,000円以下 100円 ・宿泊を伴わない飲食及び休憩その他、 これらに類する利用行為で入湯した場合
入湯税の課税	免除	・年齢15歳以下の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・地方公共団体等が専ら住民の福祉の向上を図るために設置した浴場に入湯する者 ・高等学校の生徒で修学旅行中のもの	・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する 者		吉田町に同じ。

現	況	課題	神 教 七 4 / 安 \
松 元 町	郡山町	正式 英笠	調整方針(案)
桜島町に同じ。	5月1日~5月31日	・納期が異なる。 納期限は、郡山町のみが5月未 その他の市町は4月末	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
桜島町に同じ。	喜入町に同じ。	・弁償金額が異なる。 鹿児島市、吉田町 100円 喜入町、郡山町 150円 桜島町、松元町 200円	合併時に鹿児島市の制度に統合する。
鹿児島市に同じ。	入湯客1人1日 80円	・税率が異なる。 郡山町のみ80円 喜入町は、宿泊料金等に応じて税額が異なる。	合併時に鹿児島市の税率に統一する。
吉田町に同じ。	・年齢15歳以下の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場で入湯行為 のみの入湯者 ・高等学校の生徒で修学旅行中の者	・課税免除事由が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(14) 地方税の取扱い______総務専門部会

(14) 上巴力がひり込む													i	心小力~	기미) 조
項目						現		況							
以 日 	鹿児島市		吉	田	町			桜	島	町		喜	入	町丁	_
5 事業所税															
事業所税資産割の納税義務者	事業所等において事業を行う法人・個人	課税なし。					課税なし。				課税なし。				
資産割の課税標準	市内の事業所用家屋の床面積														
資産割の税率	1 ㎡当たり600円														
資産割の免税点	合計床面積1,000㎡以下														
事業所税従業者割の納税義務 者	事業所等において事業を行う法人・個人														
従業者割の課税標準	従業者給与総額														
従業者割の税率	0.25%														
従業者割の免税点	合計従業者数100人以下														

		T	
現	況	課題	調整方針(案)
松元町	郡山町	一种一种一种一种一种一种一种一种一种一种一种一种一种一种一种一种一种一种一种	調整刀動(余)
課税なし。	課税なし。	鹿児島市のみ課税。	合併年度及びこれに続く2か年度に限り不均一課税とす
			る。 なお、新たに課税される吉田町、桜島町、喜入町、松元町
			及び郡山町の区域の事業所税については、税率を段階的に
			引き上げるものとする。
			[5町の区域の税率]
			合併の2年度目:資産割 200円、従業者割 0.08%
			合併の3年度目:資産割 400円、従業者割 0.16%
			合併の4年度目:資産割 600円、従業者割 0.25%

行政制度等の調整方針(案)

	\J/X V			 況	だけ でんぱん たいかん だい だい だい だい だい だい かんしょ かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい
項 目			吉田町	桜 島 町	喜 入 町
6 固定資産税					
固定資産の評価方法		・家屋評価の県総務事務所への評価依頼基 準	・家屋評価の県総務事務所への評価依頼基 準	・家屋評価の県総務事務所への評価依頼基 準	・家屋評価の県総務事務所への評価依頼基 準
		500㎡以上の非住宅建物(複合用途の場合は主たる用途で判断)	全ての非木造家屋	喜入町に同じ。	車庫等の簡易な建物以外の非木造家屋
		- ・土地	・土地	・土地	・土地
		市街地宅地評価法	その他の宅地評価法	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
		(路線価方式)	(標準宅地比準方式)		
		第 1 期 5月15日~5月31日	第 1 期 5月1日~5月31日	第 1 期 5月1日~5月31日	第 1 期 5月1日~5月31日
		第 2 期 7月15日 ~ 7月31日	第 2 期 8月1日~8月31日	第 2 期 7月1日 ~ 7月31日	第2期 7月1日~7月31日
		第3期 9月15日~9月30日	第 3 期 12月1日~12月25日	第3期 10月1日~10月31日	第 3 期 12月1日 ~ 12月25日
		第 4 期12月15日~12月28日	第4期 2月1日~2月末日	第4期 12月1日~12月31日	第4期 2月1日~2月末日
固定資産税の不均一課税		・国際観光ホテル整備法第3条の規定に よって登録を受けたホテル業の用に供する 建物 税率 1.12%	なし。	なし。	なし。
		・都市再開発法第2条第6号に規定する施設建築物のうち同法138条第1項に規定する耐火建築物に該当する家屋 税率1.05%			
 固定資産税の減免		・貧困により公私の扶助を受ける者の固定 資産	・貧困により公私の扶助を受ける者の固定 資産		・貧困により公私の扶助を受ける者の固定 資産
			・公益のため直接専用する固定資産		・公益のため直接専用する固定資産
		・災害により著しく価値を減じた固定資産	・災害により著しく価値を減じた固定資産		・災害により著しく価値を減じた固定資産
		・特別の事情のあるもの			・特別の事情のあるもの

現		-m 07	だが寺 コルム
松元町	郡山町	課題	調整方針(案)
準	・家屋評価の県総務事務所への評価依頼基 準 吉田町に同じ。	・家屋評価の県総務事務所への評価依頼基準が異なる。	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
・土地 市街地宅地評価法及びその他の宅地評価 法の併用	・土地 吉田町に同じ。	・評価方法が異なる。 鹿児島市のみ全域について市街地宅地評価法を採用。	当面現行どおりとし、合併後の市全体の地域的均衡を考慮 し、所要の措置を行うものとする。
	第1期 5月1日~5月31日 第2期 7月1日~7月31日 第3期 9月1日~9月30日 第4期 11月1日~11月30日	・納期が異なる。	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
なし。	なし。	・鹿児島市のみ不均一課税の税条例規定有り。	合併の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
吉田町に同じ。	喜入町に同じ。	・減免事由が異なる。 ・鹿児島市において、公益のため直接専用する固定資産については、課税免除で対応。 ・鹿児島市、喜入町、郡山町に、特別の事情のある場合の減免規定が有り。	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

 (14) 地方税の取扱い
 総務専門部会

 現
 況

度児島市 吉田町 桜島町 喜入町	百 日		τă	B			現	況			
都市計画税の納税義務者 都市計画区域内のうち市街化区域内に所在 する土地・家屋の所有者 課税していない は都市計画区域なし) 言田町に同じ。	块 口		垬	Ħ	鹿児島市	吉日	田 町	桜 島	町	喜 入 町	
	I頁 目 7 都市計画税 都市計画税の納税義務者	7	都市計画税	加税 加税義務者	都市計画区域内のうち市街化区域内に所在 する土地・家屋の所有者	課税していない (都市計画区域有り)	丑 町	桜 島 課税不可	用了		

			総務等门部会		
現	況	課題	調整方針(案)		
松元町	郡山町				
	吉田町に同じ。	・鹿児島市のみ課税。 ・桜島町は都市計画区域なし。 ・桜島町以外は都市計画区域あるも線引きなし	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。		

行政制度等の調整方針(案)

項目		現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町	
8 納税貯蓄組合					
納税貯蓄組合等の有 無 -	納貯法に基 づく組織	有	該当なし。	該当なし。	該当なし。
	上記以外の 組織	該当なし。	有	吉田町に同じ。	吉田町に同じ。
納税貯蓄組合等に対 する補助金等の有無 _	補助金	有		該当なし。	該当なし。
	報償金	有	鹿児島市に同じ。	該当なし。	鹿児島市に同じ。
9 前納報奨金		該当なし。	有	吉田町に同じ。	該当なし。

IB	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	T	
現	 	課題	調整方針(案)
松元町	郡山町	~	#13 II 73 II (7R)
該当なし。	該当なし。	・納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合は、鹿児島市のみ 有。	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
吉田町に同じ。	該当なし。	・納税貯蓄組合法に基づかない組織は、吉田町、桜島町、 喜入町、松元町に有。	
該当なし。	該当なし。	・補助金は、鹿児島市のみ有。	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。
鹿児島市に同じ。	該当なし。	・報償金は、鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町に有。	-
吉田町に同じ。	該当なし。(16年度から廃止)	・鹿児島市、喜入町及び郡山町はなし。	合併の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。